

○國學院大學大学院協定留学及び認定留学奨学金制度に関する規程

平成30年1月11日

(目的)

第1条 この制度は、國學院大學大学院学生協定留学及び認定留学に関する規程（以下「協定留学等に関する規程」という。）第9条に基づき、海外の大学へ協定留学又は認定留学を行う大学院生に対し、学業を奨励し、経済援助を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この制度による奨学金受給対象者は、協定留学又は認定留学を本学より許可され、留学先大学への留学手続きを完了した大学院生とする。

(支給額)

第3条 この制度による奨学金は、協定留学又は認定留学期間が2学期間の者には40万円を、1学期間の者には20万円を支給する。

2 國學院大學大学院博士課程後期単位修得者の学費、及び再入学者の学費等減免に関する規程の適用者には、前項に規定する奨学金の半額を支給する。

(出願方法)

第4条 この制度による奨学金を希望する者は、協定留学又は認定留学出願時に、所定の受給申請書を提出しなければならない。

(選考)

第5条 この制度による奨学生は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(支給の取り消し)

第6条 この制度による奨学金の支給を受けた者が、協定留学等に関する規程第10条の各号、又は次の各号の一に該当した場合、給付された奨学金全額を返還しなければならない。

- (1) 留学中に休学又は退学した者
- (2) 留学を途中放棄した者
- (3) 留学中及び留学後に求められる所定の書類を提出しない者
- (4) 大学院学則第37条の適用を受けた者

(運営事務)

第7条 この規程に関する学内事務は、大学院事務課がこれを担当する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。